

前橋市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の改正について（議案第
161号）

国民健康保険課

1 改正の理由

外国人等の国際運輸業に係る所得に対する相互主義による所得税等の非課税に関する法律の改正に伴い、前橋市国民健康保険税条例の一部を改正する条例（平成28年前橋市条例第52号）について、前橋市国民健康保険税条例の一部を改正する条例（平成25年前橋市条例第48号）による改正の内容を踏まえ、所要の改正を行う。

2 内容

特例適用利子等の額又は特例適用配当等の額を、国民健康保険税の所得割額の算定又は軽減判定に用いる算定基礎に算入するための課税の特例を定める。

3 施行期日

平成29年1月1日